

平成30年度

熊野町農業委員会

議事録

第7回

熊野町農業委員会

平成30年度第7回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成30年12月20日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原 哲男
委員	2番	中須 岩登
委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則
委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保
委員	7番	空田 忠
委員	8番	庄賀 深雪
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員 稲垣 寿計

6. 議事録署名委員(2人)

委員 3番 岩井 治子

委員 4番 橋川 勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 福嶋 春樹

農業委員会 書記 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壮太

## 会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成30年度第7回熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番 岩井 治子委員と4番 橋川 勝則委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第14号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する議案について、ご説明します。この規則は平成29年7月の農業委員会制度の改正に伴い、農地利用最適化推進委員の選任の手続き等について、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行規則に規定するもののほか、必要な事項を定めたものです。この度の改正は第6条に規定する推薦及び応募手続を行うにあたり、候補者の本籍地の分かる書類の提出を求める項を追加しております。これは、この度の補充事務を行うにあたって、本籍地のある市町に欠格事項調査を依頼するのですが、町外在住の候補者の確認が困難で時間を要したことから、本籍地の分かる書類の提出を求めるよう改正するものです。また、これに伴い記載する様式の一部を改正いたします。以上が、今回の一部改正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。こちらは資料を送らせてもらっていますが、初めて見られる方もおられるので1分間程度時間をとります。中身を見てどうかなと思われるものがありましたらお願いします。何か質問はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>理由は何と言いましたか？少し分かりにくくて。どういうことに困ったのか。</p>

事務局	本籍地を求めることについては、候補者の欠格事項を求めることとなっており、その審査の依頼先が警察及び本籍地のある市町となっています。今回、住所と本籍地がどちらも町外で欠格事項の依頼先が分からない状況になりました。この点を改善するため、提出書類に本籍地の分かる住民票や謄本、様式に記載していただくよう改正しました。
〇〇委員	これは熊野町だけのことですか？
事務局	出して頂いている所もあるのですが、全ての市町が統一してということではないです。あくまで、熊野町の規則なので、他の市町と違う所もあります。
〇〇委員	熊野町独自のということですね。他が変わったから熊野町も変えようということではないですね。
事務局	委員の任命をするに当たり、農業委員会に関する法律で委員になることができないという欠格事項があります。それに該当しては任命ができないので調べることになります。
〇〇委員	警察と一緒にですね。
〇〇委員	この欠格事項を調べるというのは諮問委員会をするのですよね。組織は外部になるのですか？
事務局	資格については、事務局で調べますが、組織は外部になります。定員以内でも評価委員会は開きます。選定についての評価は評価委員会で行います。組織は外部ですが、内部の職員で構成されます。この評価をするのにも、欠格事項の調査資料が必要ですので、そのためです。
議長	よろしいでしょうか。では、議案第14号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第14号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第2、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第15号番号1の、農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。〇〇老人集会所から出来庭方面に向かう途中、左手に進むと〇〇建設の資材置場がある道の右手の田 527㎡になります。今回の議案の内容は、休耕中の農地を有効活用するため、太陽光発電施設として活用をされるものです。他法令に該当するものもなく、現状のまま土地を利用するとのことで、太陽光設置に充てる資金も十分であるため、計画は妥当かと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員お願いします。</p>
稲垣委員	<p>この議案について、12月7日に役場の方と現況確認に行ってきました。説明のとおり、土砂を盛ったりという手を加えずに太陽光発電を設置するものでございまして、近隣に対しても大きく影響があるとも思えませんし、現況も休耕田でございまして、所有の方が活用したいということです。大きな問題も無いと思いますので、審議していただけたらと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>その左隣はもう太陽光発電にしてありますよね？〇〇さんの。</p>
〇〇委員	<p>そうですね、少し離れた所に〇〇さんという方が太陽光発電をしています。</p>
〇〇委員	<p>並びのような所ですか？</p>
〇〇委員	<p>そうです。所有者の方は違うのですけど。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。次に、日程第2、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号2を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号2の〇〇さんの太陽光発電設備へ転用の除外事案について、説明します。申請地は、老人ホーム〇〇から〇〇方面に80mほど進んだ左側の5筆になります。この案件は10月の委員会で農業振興地域整備計画の除外について審議いただいた案件で、11月末に計画除外の決</p>

	定となりましたので、この度転用の申請を提出されました。〇〇さんの所有する田 6筆 計1, 131㎡に太陽光発電施設を設置するものです。以上です。
議長	当案件は、農業振興地域整備計画除外の際に説明を行っていますので、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明は省略します。では、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第3、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。
事務局	議案第16号の、農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。〇〇高校から〇〇神社方面に向かう途中に二河川がありますが、〇〇大橋を渡るすぐ手前の角地になります。先ほどの議案第15号番号1の農地をお持ちの〇〇さんが所有する左手の田 1, 282㎡になります。今回の議案の内容は、休耕中の農地を有効活用するため、太陽光発電施設として20年間の賃貸借設定をされるものです。他法令に該当するものもなく、現状のまま土地を利用するとのことで、太陽光設置に充てる資金も十分であるため、こちらも計画は妥当かと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員をお願いします。
稲垣委員	この案件につきましても、12月7日に町の方と現地確認に行っておりまして、現況は休耕中の土地であります。近隣は耕作しておりますが、この土地についてはここ数年作っておられないようです。この土地を賃貸借契約によって譲受されるということで、現地を見た限り、近

	隣住宅も少なく、他のものに影響することもなく造成もされないとのことですので、問題無いと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第4 報告第12号「農地法第5条の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第12号について、ご説明いたします。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。本件につきましては、先月に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第5条の規定による届出が4件ありましたことを、ご報告します。説明については、以上です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ここで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	次回、農業委員会は1月18日(金)午前9時から開催予定です。議案については1月7日以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、平成30年度第7回熊野町農業委員会を閉会します。